

議第113号

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 9 月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第2号中「以外の」の右に「養護老人ホーム、」を加え、同項第3号中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、エをオとし、アからウまでをイからエまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 養護老人ホーム 栄養士、調理員または事務員その他の職員

別表第4項第18号ただし書中「できる」の右に「ものとし、サテライト型養護老人ホームに置く第7号の主任生活相談員にあっては、常勤の者であることを要しないものとする」を加え、同項第20号ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の右に「または指定特定施設入居者生活介護（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）別表第10第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）別表第10第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）もしくは指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われる養護老人ホーム」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。